

議案第 21 号

木古内町課設置条例の一部を改正する条例制定について

木古内町課設置条例（平成 18 年条例第 32 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 4 年 3 月 4 日 提出
木古内町長 鈴木 慎也

木古内町課設置条例の一部を改正する条例

木古内町課設置条例（平成18年条例第32号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中クをケとし、キの次に「ク デジタルトランスフォーメーションの推進に関すること。」を加え、同条第5号に次のように加える。

カ エネルギーの推進に関すること。

キ ゼロカーボンの推進に関すること。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。